令和６年10月３日

建設工事業者　各位

島田市行政経営部契約検査課長

島田市建設工事執行規則の一部改正について（通知）

下記のとおり規則の一部を改正し、公布したのでお知らせします。

記

１　改正理由及び内容（公布日（令和６年10月１日）施行）

(1) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事請負契約に係る契約保証の免除（第12条関係）

市からの要請に基づいて出動を応諾した災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、契約保証を付しているが、これらについては、契約時に現場作業が完了している場合や完了間近である場合が多く、保証の必要性が乏しいことから、契約の保証を免除することとしました。

※施行日以後に締結する請負契約から適用

(2) 材料検査簿の改正（第25条、様式第12号関係）

建設工事において監督員が材料検査を行ったときは、材料検査簿に検印することとなっているが、検査数が少ない場合は署名する方が効率的である場合も考えられるため、材料検査の際に検印に加え署名も可能とすることとしました。

２　改正理由及び内容（令和６年12月１日施行）

(1) 電子保証への対応（第12条、第46条、第47条、第52条関係）

建設工事請負契約において契約保証等を付した場合は、市へ保証書等の提出又は保険証券の寄託をしなければならないとなっているが、保証事業会社における「電子保証（保証証書の電子化）」の導入、当市における電子契約の導入等の状況の変化を踏まえ、電磁的方法による措置を講じた場合には、保証書等の提出や保険証券の寄託が行われたものとみなし、電子保証の取扱いを可能とすることとしました。

※電子保証の取扱いについては、別途御案内します。

３　その他

島田市建設工事執行規則の改正に伴う島田市建設工事請負約款、島田市業務委託契約約款及び島田市建設工事等競争入札心得の改正については、令和６年10月１日施行に係るものにおいては不要のため、令和６年12月１日施行までに行います。

（問い合わせ先）
契約検査課　契約･検査担当
電話　(0547)36-7220
FAX　(0457)37-8200
E-mail　keiyakukensa@city.shimada.lg.jp